

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(令和5年度予算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 158,517 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	533,021	200,625	81,900	1,200	19,619	229,677
	高齢者福祉事業	555,820	25,267	0	26,377	39,678	464,498
	児童福祉事業	210,416	59,143	77,800	35,755	2,968	34,750
	母子福祉事業	1,530	0	1,300	0	18	212
	小計	1,300,787	285,035	161,000	63,332	62,283	729,137
社会 保険	介護保険事業	473,296	24,609	0	16,590	34,006	398,091
	国民健康保険事業	149,418	55,618	0	0	7,382	86,418
	小計	622,714	80,227	0	16,590	41,388	484,509
保健 衛生	高齢者医療事業	383,697	64,864	0	0	25,092	293,741
	病院事業	412,637	0	84,200	4,493	25,494	298,450
	疾病予防対策事業	86,267	24,169	0	9,038	4,176	48,884
	医療提供体制確保事業	1,060	0	0	0	83	977
	小計	883,661	89,033	84,200	13,531	54,845	642,052
合計		2,807,162	454,295	245,200	93,453	158,516	1,855,698